

平成 18 年度 岡山市総合政策審議会第 2 回環境・安全部会における主要な意見

1 日 時 平成 18 年 10 月 4 日(水)午前 9 時 30 分～午前 11 時 50 分

2 場 所 岡山市役所本庁舎 3 階第 3 会議室

3 出席者

委 員:別掲委員名簿参照(4 名欠席)

岡山市:環境局長、環境局統括審議監、環境企画総務課長ほか関係職員

事務局:環境企画総務課

4 関係者 日本たばこ産業株式会社岡山支店長ほか 1 名

5 傍聴者 3 名

6 会議概要

平成 18 年度岡山市総合政策審議会第 2 回環境・安全部会の開催

部会長より、関係者の意見聴取として日本たばこ産業株式会社から意見を求め、意見に対する質疑が行われた。その後議事に入り、第 1 回目に引き続き「環境美化条例の見直しについて」の説明を行い、説明に対する質疑応答が行われた。

主な意見は以下のとおり

【 は委員、 は当局を示す。 は関係者】

たばこは煙・火が危なく、また、ぼい捨ての原因のおそれが生じるものと認識しているが、大人の判断と選択により取扱われる嗜好品である。

たばこはマナーの問題であり、JTとしてもソフト(マナー啓発、「拾えば街が好きになる運動」など)、ハード(屋外への灰皿の設置など)の喫煙の社会環境の整備に取り組んでいる。

ぼい捨ては美観を損ね、火事への誘因があり、喫煙は身体への危険を与えるなどの認識はあるので、岡山市の見直しについてはある程度理解できるが、規制をとまなうにしても、一定程度の灰皿 の設置は喫煙者のためにもお願いしたい。

たばこはリスクファクターではあるが、健康被害における原因の全てではない。

過料の徴収も自治体間で程度の差があるので、啓発活動を十分行い、強制にならないようお願いしたい。

清掃活動を推進すると考えているが既存の取組みの範囲での活動か。
現在あるものに加えてより推進できるものを考えていく。

美化推進重点区域と喫煙制限区域の違いは。
規制する目的が違うので、区域を分けることを考えている。喫煙制限区域は線的なものを考えている。

現在の条例にも罰金があるので、過料は必要ないのでは。
罰金は命令に違反したなどの立証責任が市にあり、警察への告発など手続きに困難がある。

< 以下は、主な意見 >

主な役割の中に学校の役割が入るのか。教育委員会とも協力して環境教育を行えば。

放置自転車対策でも、繰り返し、啓発、撤去などの活動でまちがきれいになった。

今回の改正条例案では、過料のみが前面に出る。車の両輪のように清掃活動、例えば、美しいまちづくりの日を推進すれば。

過料は運用面が問題。公平に行えるのか。目に余るなどの判断ができるのか。

美化推進巡視員など、運用に費用がかかりすぎるのでは。

罰則があるから教育するのは違うのでは。

時間がかかるが啓発活動に力を入れる。それでも守れない場合に過料を科すべき。

全国的な流れもあるが、政令指定都市を目指すのみの理由では足りない。